平成２８年（フ）第２５号
沖縄県宮古島市平良字西里530番地１　１Ｆ南
債務者　与那覇元樹
１　決定年月日時　平成28年11月21日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
那覇地方裁判所平良支部
平成２８年（フ）第１２２５号
埼玉県朝霞市泉水２丁目４番12―204号
債務者　佐藤　恵美
１　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２８年（フ）第３２０号
愛知県西尾市新渡場町大西40番地　白萩荘10号室
債務者　大木　公司
１　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２８年（フ）第１２２６号
埼玉県川口市差間２丁目11番13号　ロイヤルグランツ202
債務者　鈴木　惠太
１　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２８年（フ）第１２３９号
さいたま市緑区東浦和２丁目３番地12　ベルフォーレ東浦和201号
債務者　石崎　麻紀
１　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２８年（フ）第１３２９号
埼玉県幸手市南３丁目25番４号　フィネス松本Ａ307、旧住所埼玉県幸手市南３丁目25番４号　フィネス松本Ａ306
債務者　鈴木　亮
１　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２８年（フ）第１３３１号
埼玉県桶川市南２丁目３番32号　フルールミナミ102号
債務者　堀井貴美子
１　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２８年（フ）第１３３２号
埼玉県上尾市富士見２丁目８番８号　富士見団地
債務者　川邉　恭人
１　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２８年（フ）第１３６２号
埼玉県川口市西川口１丁目11番11―903号　アンセラジオ川口、旧住所埼玉県入間市豊岡２丁目１番３号　1002
債務者　小美濃　萌
１　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２８年（フ）第１３６７号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区17棟306号、旧住所埼玉県久喜市栗原３丁目５番地７　エルディムケープヒルズ101号
債務者　田部美智子
１　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２８年（フ）第５７７号
埼玉県越谷市北越谷４丁目３番13号　センチュリー山中301
債務者　中村　絵美（旧姓矢口）
１　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２８年（フ）第５９１号
埼玉県草加市青柳３丁目34番21―102号
債務者　光武　香菜（旧姓小磯）
１　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２８年（フ）第６１２号
埼玉県草加市八幡町1111番地１　マイライフ草加301号
債務者　海埜伸一郎
１　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２８年（フ）第６２１号
埼玉県越谷市大字下間久里939番地９
債務者　野崎　玲欧
１　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２８年（フ）第１３２号
新潟県小千谷市城内３丁目７番26号
債務者　長谷川匡利
１　決定年月日時　平成28年11月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係
平成２８年（フ）第１３３号
新潟県小千谷市城内３丁目７番26号
債務者　長谷川純一
１　決定年月日時　平成28年11月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係
平成２８年（フ）第１３４号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立608番地１
債務者　樋口　政男
１　決定年月日時　平成28年11月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係